

# 令和5年度 大東市教育委員会 12月 定例会 会議録

## 1. 開催年月日

令和5年12月19日（火） 午前10時00分～午前10時45分

## 2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

## 3. 出席者（5名）

- ・教育長 水野 達朗
- ・教育長職務代理者 太田 忠雄
- ・教育委員 齊藤 めぐみ
- ・教育委員 中野 健一郎
- ・教育委員 澤田 真由美

## 4. 出席説明員（14名）

- ・教育総務部長兼教育企画室長 北本 賢一
- ・学校教育政策部長 渡邊 良
- ・教育総務部総括次長兼学校管理課長 芦田 雄一
- ・学校教育政策部総括次長兼指導・人権教育課長 村島 正浩
- ・教育総務部次長兼教育総務課長 杉谷 明子
- ・教育総務部教育総務課参事兼野崎青少年教育センター所長 前島 康浩
- ・教育総務部教育総務課参事兼北条青少年教育センター所長 田中 廣信
- ・教育総務部兼学校教育政策部教育企画室課長 有東 良博
- ・教育総務部家庭・地域教育課長 長町 幸一
- ・学校教育政策部教職員課長 花澤 秀之
- ・学校教育政策部ICT教育戦略課長 川阪 栄介
- ・学校教育政策部ICT教育戦略課参事 山本 和人
- ・学校教育政策部課長兼教育研究所長 浅井 裕子
- ・教育総務部教育総務課上席主査 勝又 瞬

## 5. 傍聴者 3名

## 6. 議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名について
- 日 程 第 2 教委報告第7号  
令和5年度大東市一般会計補正予算（第6次）【教育関係】に関する意見聴取に係る臨時代理の報告について
- 日 程 第 3 教委議案第33号  
大東市いじめ問題対策委員会規則の一部を改正する規則について
- 日 程 第 4 一般業務報告

## 7. 議案書

教委報告第7号

令和5年度大東市一般会計補正予算（第6次）【教育関係】に関する意見聴取に係る臨時代理の報告について

令和5年度大東市一般会計補正予算（第6次）【教育関係】に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定による意見聴取について、同法第25条第1項の規定により、令和5年12月12日「意見無し」にて臨時代理したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

令和5年12月19日提出

大東市教育委員会

教育長 水野 達朗

理 由

令和5年度大東市一般会計補正予算（第6次）【教育関係】に係る市議会への議案提案時期について、令和5年12月15日であり、大東市教育委員会の会議を開催することが困難であることから、教育長を臨時代理としての意見聴取を早急に行う必要があったため。

## 令和5年度大東市一般会計補正予算(第6次)について

### 歳入

#### 【学校管理課所管】

##### ○雑入(教育)

△77,242千円

物価高騰による家計への影響が長期化する中で、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、公立小中学校に在籍する児童・生徒の保護者に対し、令和5年度3学期間の学校給食費の無償化を行う。

大

写

大東教委学第 013136 号  
令和 5 年 1 2 月 1 2 日

大東市長 東坂 浩一 様

大東市教育委員会  
教育長 水野 達朗



地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）  
第 2 9 条の規定による意見聴取について（通知）

標題について、令和 5 年 1 2 月 1 2 日次のとおり教育長による臨時代理として、教育委員会に関する予算の意見聴取をした内容を、下記のとおり通知します。

記

<令和 5 年 教委報告第 7 号>

令和 5 年度大東市一般会計補正予算（第 6 次）【教育関係】に係る意見聴取について

意見聴取内容：意見無し

大東市教育委員会事務局  
学校管理課  
担当：峯瀬  
(内 75175)

## 教委議案第 33 号

大東市いじめ問題対策委員会規則の一部を改正する規則について

大東市いじめ問題対策委員会規則（平成 27 年教委規則第 3 号）の一部を改正する規則を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 15 条第 1 号の規定に基づき、次のとおり制定する。

令和 5 年 12 月 19 日提出

大東市教育委員会

教育長 水 野 達 朗

### 理 由

大東市附属機関条例（平成 24 年条例第 29 号）において設置されている大東市いじめ問題対策委員会が所掌事務（小・中学校におけるいじめ問題についての調査審議に関する事務）を迅速に処理するため、当該調査の日程調整、関係者との連絡調整等を行う調査補助員について、本規則において、設置の根拠を明確化するもの。

大東市いじめ問題対策委員会規則の一部を改正する規則（案）

令和5年12月 日

教委規則第 号

大東市いじめ問題対策委員会規則（平成27年教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

6 委員会が行う調査を補助するため、委員会に調査補助員を置く。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# ○大東市いじめ問題対策委員会規則

平成27年3月25日

教委規則第3号

改正 令和3年3月25日教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、大東市附属機関条例（平成24年条例第29号）第3条の規定に基づき、大東市いじめ問題対策委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者（いじめ事案の関係者と直接の利害関係を有する者を除く。）のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 臨床心理士
- (3) 学識経験者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、いじめ問題について専門的な知識又は経験を有するもの

2 委員の任期は、1年以内で教育委員会が定める期間とする。

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

**6 委員会が行う調査を補助するため、委員会に調査補助員を置く。**

(会議)

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第4条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提供を求め、又は会議へ

の出席を求めその説明若しくは意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育政策部指導・人権教育課において行う。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年教委規則第1号）抄

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

## 8. 一般業務報告

1. 令和5年度大東市一般会計補正予算（第4次・第6次）について
2. （仮称）ほうじょう学園の設置に関する進捗状況等について

## 9. 会議録

水野教育長

定刻になりました。  
開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。

北本部長

本日の出席は教育長及び教育委員4名、合計5名でございます。  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により本会議は成立することを報告申し上げます。

水野教育長

報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただ今から12月の教育委員会定例会を開催いたします。

傍聴にお越しの皆様、おはようございます。年の瀬の慌ただしい中、そして急に冷え込む中ではございますが、本市教育行政へのご理解いただきありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。  
日程第1「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、齊藤委員によりしくお願いいたします。

次に、日程第2 教委報告第7号 令和5年度大東市一般会計補正予算（第6次）【教育関係】に関する意見聴取に係る臨時代理の報告について、報告理由の説明をお願いします。

北本部長

教委報告第7号『令和5年度大東市一般会計補正予算（第6次）【教育関係】に関する意見聴取に係る臨時代理の報告について』の資料の1枚目をご覧ください。

本案は、『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』第29条の規定に基づき、令和5年12月定例会月議会に提案される予算（案）の教育委員会所管分につきまして、教育委員会のご意見をお聴きすべきところ、令和5年度大東市一般会計補正予算（第6次）につきましては、急きよ、12月15日に市議会に予算（案）が提出されることになり、本市教育委員会会議を開催することが困難であったため、同法第25条第1項の規定に基づき、教育長が当該予算（案）の意見聴取について臨時代理されましたので、同条第3項の規定に基づき、報告を行うものでございます。

資料の2枚目をご覧ください。

一般会計補正予算（第6次）の教育委員会所管分は、「歳入」のうち、「雑入（教育）」の7,724万2千円の減額でございます。

この内容は、物価高騰による家計への影響が長期化する中で、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、公立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者に対し、令和5年度3学期間の学校給食費の無償化を行うものでございます。

資料の3枚目をご覧ください。

12月12日に、当該予算（案）の意見聴取の内容につきまして、「意見無し」の旨、市長に通知されたところでございます。

なお、当該予算（案）は、12月15日に本市議会におきまして、可決・成立したところでございます。

以上が、「教委報告第7号」の報告でございます。

ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

水野教育長

この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。

無いようでしたら、この案件につきまして承認の委員は挙手願います。

【挙手全員】

水野教育長

賛成全員により可決しました。

次に、日程第3 教委議案第33号 大東市いじめ問題対策委員会規則の一部を改正する規則について、提案理由の説明をお願いいたします。

村島総括次長

私からは、「大東市いじめ問題対策委員会規則の一部を改正する規則について」説明をさせていただきます。

教委議案第33号の資料をご覧ください。

本案は、『大東市いじめ問題対策委員会規則の改定につきまして、同委員会が所掌事務を迅速に処理するため、当該調査の日程調整、関係者との連絡調整等を行う調査補助員について、設置の根拠を明確化するものであります。

変更点としましては、第2条に「6 委員会が行う調査を補助するため、委員会に調査補助員を置く。」と明記したことであります。

府内においては箕面市、池田市、東大阪市等で、調査補助員について規定されており、聴き取り調査や資料分析、事実関係の整理などの補助のために弁護士を中心に調査補助員を選任することが、必要不可欠となっております。今回、日本弁護士連合会から出されております「いじめの重大事態の調査に係る第三者委員会委員等の推薦依頼ガイドライン」にも則り、追記をいたしました。

以上が、大東市いじめ問題対策委員会の規則の改定についての内容でございます。

ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

水野教育長

この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。

太田委員

調査補助員は弁護士資格を持っている方という理解でよろしいでしょうか。

村島総括次長

必ずしも弁護士資格を有した方でないといけないということではありませんが、他の市町村においては原則弁護士の方が調査員として任命されているケースが多いと聞いております。

太田委員

本市でいえば、もし弁護士が入れば、弁護士が二人になりますか。

村島総括次長

本市においては委員の中に弁護士の方がおられます。調査員の方に

弁護士の方が2名、あるいは3名、4名入るかどうかについては、それぞれのケースに応じて検討する形になります。

水野教育長

他にありますか。  
無いようでしたら、この案件につきまして承認の委員は挙手願います。

【挙手全員】

水野教育長

賛成全員により可決しました。  
以上で本日の教委議案を終わります。

・・・・日程第4 一般業務報告につき要点のみを記載・・・・

①令和5年度大東市一般会計補正予算（第4次・第6次）について  
⇒「令和5年12月定例月議会」において補助執行分を含めた教育委員会所管分の「可決」された補正予算の報告について

**質問**

・学校給食の無償化について補足があればお願いします。  
⇒給食物資が値上がりし続ける中、様々な努力を続けてきましたが、設定した金額では収まらない状況が続いたため、更なる公費負担の上乗せという形で公費を使わせていただきました。予算措置により、安全でおいしい給食の安定した提供が可能になると考えています。

・1学期と3学期が無償ですが、全学期無償にできませんか。  
⇒財源の問題があります。令和5年度は1学期はふるさと納税、3学期は国の重点支援地方交付金といった臨時的な収入があったため保護者負担の軽減にあてることができました。

②（仮称）ほうじょう学園の設置に関する進捗状況等について  
⇒全体の進捗状況と検討委員会の開催状況について（これまでの経過と今後のスケジュール（案）、教職員対象ワークショップでの主な意見、第5回検討委員会での主な意見等、北条中学校区学校運営協議会からの意見書）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

各教育委員からの意見等について  
・幸福度と対話力は密接な関係がある。より良い未来を自分たちでつくるためには、多様な意見を出し合い、納得しながら決めていくことが大切である。  
・自主性を尊重すると、自分への厳しさを持っている子は伸びるが、自分に甘えてしまう子は伸びないという格差が広がる。大きな壁にぶつかったとき、それを乗り越える力をつけるために、教育には多少の厳しさも必要だと感じる。  
・来年は言語化する力を身につけていきたい。

・昔は教員があふれていたが、時代が変わり、各教育委員会は教員集めに苦勞している。教員不足の解消に向けて頑張っていたきたい。

以上をもちまして、12月定例会を終了といたします。

以上

令和6年1月30日

水野教育長

齊藤委員